

横財財 第 141 号
令和 3 年（2021 年）2 月 16 日

横須賀市議会
新型コロナウイルス感染症対策検討協議会
委員長 大 野 忠 之 様

横須賀市長 上 地 克 明

新型コロナウイルスへの対策等に関する要望・確認事項について

令和 3 年（2021 年）2 月 9 日付「新型コロナウイルス感染症への対策等に関する要望・確認事項について」に係る要望等事項について、別紙のとおり回答いたします。

事務担当 財務部財務課 046-822-9484（直通）

No	要望等事項	対象部局等	回答	前回 No	資料	番号
1	コロナ禍において苦境にある飲食店事業者の支援の一つとして、市役所等公共施設をテイクアウト商品の販売場所として提供することに対する考え方を確認したい。	総務部	コロナ禍の状況を踏まえると、臨時的な措置として市役所本庁舎を販売場所とすることは可能と考えます。 具体的な販売する物品や場所などについては、既存の販売事業者もあることから調整のうえ対応していく必要があると考えます。 なお、市役所本庁舎におけるパンなどの販売については、職員の昼食の補完的役割として、相応の分量を準備し毎日販売できることを条件として5社までの参入としていますが、現在の参入事業者は3社となっています。	2	②	91
2	緊急事態宣言の発出に伴い、学校開放事業が中止されているところであるが、学校内に設置されている学童クラブは学校長の管理下において校庭等学校施設を使用している。一方校外の学童クラブは使用が許可されていない状況である。 学童クラブから校庭等学校施設の使用の要望があった際には、当該クラブが校内、校外設置であるかを問わず、同一条件で許可するようにしていただきたい。	文化スポーツ観光部 こども育成部 教育委員会	本件について、文化スポーツ観光部・こども育成部・教育委員会が協議し、放課後の校庭開放休止による児童のストレスを解消することや児童の感染予防対策を徹底すること等を考慮のうえ、次の方策をとることとしました。 令和3年2月10日、文化スポーツ観光部は各学校開放運営委員会に対して、学校体育施設開放事業休止の一部解除（児童等への開放のみ）について通知しました。 これにより、令和3年2月12日から、平日の校庭および児童広場等屋外施設の児童等への開放ができることとなり、学童クラブに所属する児童のみならず、全ての児童が放課後（下校時間から17時まで）の校庭を利用できることとなりました。 このことは、既に、文化スポーツ観光部から各学校開放運営委員長（各学校長）に、こども育成部から学童クラブに、教育委員会から各学校に、各学校から児童及び保護者に周知しました。	6	②	104